

食品安全委員会（第495回会合）議事概要

日 時：平成25年11月25日（月） 14：00～16：02

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 4名、行政機関 7名、一般 17名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 4品目

①過酢酸

②オクタン酸

③1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸

④ ①～③を含有する製剤（過酢酸製剤）

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、添加物専門調査会において審議することとなった。

・遺伝子組換え食品等 2案件

①組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成12年厚生省告示第233号）の改正について

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

②除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタMON88701系統

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（2）添加物専門調査会における審議結果について

・「ビオチン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手續に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アミノエトキシビニルグリシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「エトベンザニド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「エポキシコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「トリシクラゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピフルブミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロシミドン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロピザミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、「エポキシコナゾール」、「トリシクラゾール」については、評価書（案）を一部修正の上、「アミノエトキシビニルグリシン」他4品目については評価書原案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(4) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「テフルベンズロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フィプロニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「 β -apo-8'-カロテナル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「 β -apo-8'-カロテナルの一日摂取許容量を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 飼料添加物及び農薬「エトキシキン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エトキシキンの一日摂取許容量を0.0083 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 薬剤耐性菌「鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌」に関する食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「評価対象の動物用医薬品であるフルオロキノロン系抗菌性物質が、鶏に使用された結果としてハザードが選択され、鶏由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、カンピロバクターの発生評価におけるハザードの出現及び暴露評価におけるハザードを含む当該細菌による食品の汚染状況については懸念が大きいとされたが、総合的にリスクを推定した結果、リスクの程度は中等度であると考えられた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

また、考察に厚生労働省に関する内容が含まれていることから、厚生労働省に対しても本評価結果を連絡することとなった。